

平成22年11月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第377号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年10月1日

判 決

愛知県

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区麴町5丁目2番地1

被 告 株式会社オリエントコーポレーション

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告は、原告に対し、366万9568円及びうち61万2440円に対する平成21年9月6日から、うち303万5544円に対する同年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、その過払金の返還及び過払金の発生時から支払済みまでの民法704条前段所定の利息の支払を求める事案であ

る。

2 前提事実（争いがない事実並びに文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 本件契約1（オリコカード契約）に係る取引

ア 原告は、被告に対し、平成元年2月23日、クレジットカード会員入会申込みを行い、そのころ、被告との間で、消費貸借取引に関する契約（以下「本件契約1」という。）を締結した（乙1の1、2）。

イ 原告は、本件契約1に基づき、平成2年1月17日以降、別紙計算書1の「借入額」欄記載の各金員を「取引日」欄記載の各年月日に借り入れ、同計算書の「返済額」欄記載の各金員を「取引日」欄記載の各年月日に弁済した（以下、この取引を「本件取引1」という。）（甲2の1、2、弁論の全趣旨）。

(3) 本件契約2（カスタマーズローン契約）に係る取引

ア 原告は、被告に対し、平成2年5月1日、カスタマーズローン（極度型）の申込みを行い、そのころ、被告との間で、消費貸借取引に関する契約（以下「本件契約2」という。）を締結した（乙2の1、2）。

イ 原告は、本件契約2に基づき、平成2年6月19日以降、別紙計算書2の「借入額」欄記載の各金員を「取引日」欄記載の各年月日に借り入れ、上記各貸付けに関し、同計算書の「返済額」欄記載の各金員を「取引日」欄記載の各年月日に弁済した（以下、この取引を「本件取引2」という。）（弁論の全趣旨）。

3 争点及び当事者の主張

本件の主たる争点は、①本件契約1の内容（過払金充当合意を含むか否か）、

②過払利息の充当の当否, ③悪意の受益者該当性であり, 各争点に関する当事者の主張は以下のとおりである。

(1) 争点1 (本件契約1の内容) について

(原告の主張)

ア 本件契約1は, 一定の借入限度額の範囲内で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返されることを想定した金銭消費貸借に係る基本契約であるから, 制限超過部分を元本に充当した結果, 過払金が発生した場合には, 弁済当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意 (以下「過払金充当合意」という。) を含むものである。

イ 本件取引1の期間における本件契約1の内容は, 最高裁平成19年6月7日判決・民集61巻4号1537頁 (以下「19年判決」という。) が原審確定事実として適示している「本件基本契約1」と同じものであり (ただし利率の点を除く。), 返済方法は, 1回払い, 元利均等分割払い (指定された回数に応じて毎月同額の元本及び利息を分割して返済する方法) 又は残高スライドリボルビング方式 (毎月末日の借入残高に応じて定められる一定額を返済する方式) の中から会員が選択することとされていた。

また, 仮に, 本件取引1の期間中, 上記と異なる内容の契約 (返済方法が1回払い又は元利均等分割払いのみとされるもの) となっていた期間があったとしても, 本件契約1においては, 1万円単位で繰り返し金員を借入れることができることが定められ, 各借入れは, 返済方法に関係なく毎月末日時点で締め切ることとされ, これにより毎月末日時点で存在する借入金債務全体を確定し, 翌日27日の支払日に支払うべき金額を約定に従って確定し, これを支払うものとされているのであるから, 本件契約1に基づいて毎月27日に行われる弁済は前月末日時点において存在する借入金全体に対して行われることが予定されているものであり, 毎月の返済額

は前月における借入金債務の残額の合計を基準に定まることとなる。そうすると、本件契約1は過払金充当合意を含んでいると解される。また、本件契約1は、繰り返し金員を借り入れることができる旨のものであり、これに基づき借入れと弁済が繰り返し行われる場合には、契約当事者は、複数の貸付けが繰り返し行われることを想定しているのであり、複数の権利関係が発生するような事態を望まないのが通常であることにも照らすと、過払金充当合意があると解するのが合理的である。

ウ 本件契約1に基づいて行われた本件取引1により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、同取引が終了した時から進行するから、被告の消滅時効の主張には理由がない。

(被告の主張)

ア 本件契約1につき過払金充当合意が含まれることは否認する。本件契約1に基づく原告の借入れは、すべて返済回数を1回払いとするものであり、他に充当されるべき貸付元本がない過払金については、不当利得返還請求権が生じるものの、この後に生じた貸付元本に充当することはできない。本件契約1における返済は、各貸付けとの個別的な対応関係をもって行われており、複数の権利関係の成立を予定するものである。

イ 本件取引1の開始当時における本件契約1における支払方法は、19年判決の「本件基本契約1」とは異なるものであり、リボルビング方式は採用されていなかった。なお、被告は、平成3年末から同4年初めにかけてリボルビング方式による返済の取り扱いを開始した。

本件契約1が定める1回払いや元利金等分割払いにおいて、毎月の返済額が前月における借入金債務の残額の合計を基準に定まることはないから、それを前提とする原告の主張は失当である。1回払いでは、借入れの時点で元本額と返済すべき利息額が確定するのであり、毎月の基準日までには1回払いの利用が複数件あったとしても、返済は各借入れに対する元本

利息として充当される。したがって、本件契約1につき過払金充当合意が存在していたとは認められない。

ウ そうすると、本件契約1に基づいて行われた弁済により生じた過払金に係る不当利得返還請求権は、その発生時から時効期間が進行することになるところ、弁済日から本訴提起時まで10年が経過しているもの（平成11年12月27日以前の弁済によるもの）について、被告は消滅時効を援用する。なお、その後の取引によっても過払金は生じていない。

(2) 争点2（過払利息の充当の当否）について

(原告の主張)

基本契約に過払金充当合意が含まれる場合は、その合意に従い、過払利息も含めてその後に発生する新たな借入金債務に充当されると解される。過払利息だけが充当されないと解することは、複数の権利関係が発生するような事態が生じることを望まないという当事者の合理的意思に反することとなる。また、過払金充当合意は、基本契約が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度返還を請求することはしないという趣旨を含むものであるから、過払利息については過払金とは異なり直ちに返還請求権を行使することができるという取り扱いをすることが予定されていると解することは不合理である。

(被告の主張)

ア 原告が主張する過払利息の発生が認められるとしても、それをその後の貸付元本に充当できる法的根拠はない。過払利息を充当することにより生じる不合理性（下記イ参照）や、返還すべき金額に生じる相違を考慮すれば、当事者の合理的意思を根拠として、過払金充当合意の内容として過払利息の充当までを導き出すことはできない。

イ 原告が主張するとおりに過払金及び過払利息につき長期間の充当計算が

認められたとすれば、被告は、利息制限法所定利率内での利息を保持することができないばかりか、本件契約1については、貸付元本総額も保持できないことになり、経済的合理性を欠くことが明らかである。このように、長期間を遡って過払金及び過払利息の充当計算を用いて不当利得返還請求を行うことは、信義則に反し、権利濫用にも相当するものであって許されないというべきである。

### (3) 争点3 (悪意の受益者該当性) について

#### (原告の主張)

本件取引について、貸金業法43条1項の適用が認められないから、被告は悪意の受益者と推定される(最高裁平成19年7月13日判決・集民225号103頁)、そのことは、平成11年1月21日の前後を問わない。

#### (被告の主張)

原告が指摘する最高裁判例は、最高裁平成11年1月21日判決・民集53巻1号98頁以後のことを判示したものであり、それ以前の返済については、悪意の推定は働かない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 争点1 (本件契約1の内容) について

(1) 前記前提事実及び証拠等(文中記載のもの)によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、被告に対し、平成元年2月23日付けで、クレジットカード会員の入会申込みを行い、そのころ、被告との間で、消費貸借取引に関する契約(以下「本件契約1」という。)を締結した。上記の申込みに係る申込書の裏面に記載された会員規約(抄)には、以下の定めがある(乙1の2)。なお、本件契約1に係る契約書及び会員規約自体は、書証として提出されていない。

① カードキャッシングの利息計算はアドオン方式(実際の貸付期間を問

わず融資金に一定の利率を乗じた額とするもの)による(第3章2条)。

- ② 利用限度額は、当社が定めた金額とする(同3条)。
- ③ 利率は、1回払い(アドオン方式)について2.7%とするほか、分割払いの場合はその返済回数に応じて定める(同5条)。

イ 被告が平成元年7月ころに作成した会員規約(乙4)には、以下の定めがある。

- ① カードキャッシングの利息計算はアドオン方式による(第3章2条)。
- ② 利用限度額は、当社が定めた金額とする(同3条)。
- ③ カードキャッシングの融資金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日に返済する。返済方法は元利均等分割返済方式とする。融資金は1万円単位とし、支払方法は分割払い、1回払いのうちから会員が利用の際に指定した方法による(同4条)。
- ④ 利率は、1回払い(アドオン方式)について2.7%とするほか、分割払いの場合はその返済回数に応じて定める(同5条)。

ウ 原告は、本件契約1に基づき、平成元年11月までの間、3回にわたり、10万円又は20万円を借入れ、いずれも1回払いを選択して、元金と利息を返済したが、その利息は、アドオン方式で計算されたものであった(甲2の1)。

エ 被告が平成元年12月ころに作成した会員規約(乙10)には、以下の定めがある。

- ① カードキャッシングの利用限度額は、当社が定めた金額とする(第3章2条)。
- ② 日本国内でのキャッシングサービスは、1万円単位で利用できるものとし、返済方法は回数指定の分割払い(毎月元利均等分割返済)とする。融資金は、毎月末日に締切り、当月1日から末日までの利用分を翌月から毎月27日に返済する(同3条)。

③ 利息の計算は27日を基準日とする月利残債方式による(同4条)。

④ 1回払いの月利は2%, 分割払いの月利は2.9%とする(同5条)。

オ 原告は、本件契約1に基づき、平成2年1月から平成21年9月までの間、借入れを行い、いずれも1回払いを選択して、基準日に元金と利息を返済することを繰り返したが(本件取引1)、利息は、借入額と借入期間に応じて算定された。本件取引1における借入れと弁済は合計約350回に及び、平成8年7月以降平成15年12月までの間は、概ね毎月取引が行われ、1か月あたり概ね20万円ないし30万円の借入れと返済が繰り返された。また、平成16年7月から平成20年10月までの間も、概ね毎月取引が行われ、1か月あたり概ね20万円ないし70万円の借入れと返済が繰り返された(甲2の2、弁論の全趣旨)。

カ 被告においてリボルビング方式の返済方法が利用可能となったのは、平成3年ころであった(甲1の1、弁論の全趣旨)。被告が平成6年8月ころに作成した会員規約(乙5)には、以下の定めがある。

① カードキャッシングの利用限度額は、当社が定めた金額とする(第3章2条)。

② 日本国内でのキャッシングサービスは、1万円単位で利用できるものとし、返済方法は1回払い、回数指定の分割払い(毎月元利均等分割返済)及びリボルビング払い(元利定額残高スライド方式)とする。融資金は、毎月末日に締切り、当月1日から末日までの利用分を翌月から毎月27日に返済する(同3条)。

③ 利息の計算は27日を基準日とする月利残債方式による(同4条)。

④ 1回払いの月利は2.4%, 分割払いの月利は3%, リボルビング払いの月利は利用残高に対し3%とする(同5条)。

また、被告が平成15年1月ころに作成した会員規約(乙6)には、上記同様の記載があり、その内容は、利率の記載も含めて19年判決が原審



確定事実として認定した「本件基本契約1」と一致している(甲1の1)。

(2) 検討

上記(1)の認定事実によれば、①本件契約1は、原告が、被告が定める利用限度額の範囲内で、カードを利用して継続的に金員の借入れと弁済を行うことを予定するものであること、②本件契約1に基づく借入金の返済方法については、本件取引1の期間の当初、リボルビング方式についての定めはなく、1回払いと回数指定の分割払いのいずれかを選択することになっていたが、遅くとも平成6年8月ころまでには、リボルビング方式による返済を選択することができるようになったこと、③被告の作成した会員規約(平成元年12月以降のもの)においては、返済方法として1回払いを選択した場合、当月1日から末月までに融資を受けた借入金元金と、それに対する借入日から翌日27日までの日数に対応する約定利率による利息とを、翌月の27日に一括返済することとされていること、④原告は、本件取引1のすべての借入れについて1回払いを選択したことが認められる。

以上によれば、本件契約1は、継続的に金員の借入れと弁済を行うことを予定するものであるが、本件契約1に基づいて、ある月に1回払いを選択して金員を借り入れた場合、その翌月の27日の返済は、当月1日から末日までに融資を受けた借入金に対して行われるものであって、それ以前の月に融資を受けた借入金(その元利金のうち未返済の部分)に対して行われるものではなく、また、返済の金額は、当月1日から末日までに融資を受けた借入金の金額を基礎として算定されるものであって、それ以前の月に融資を受けた借入金を含めて算定されるものではない。このように、1回払いを選択した場合には、リボルビング方式を選択した場合とは異なり、返済が、借入金の全体に対して行われると解することはできず、各貸付けとの個別的な対応関係をもって行われているといわざるを得ない。したがって、1回払いを選択した場合に関しても、「毎月27日に行われる弁済は前月末日時点におい

て存在する借入金全体に対して行われることが予定されている」「毎月の返済額は前月における借入金債務の残額の合計を基準に定まる」とする原告の主張は、採用できないといわざるを得ない。

しかしながら、上記判示のとおり、本件契約1は、原告が、被告が定める利用限度額の範囲内で、カードを利用して継続的に金員の借入れと弁済を行うことを予定するものであり、借入れと弁済が繰り返されることが当然の前提となっていることに照らすと、本件契約1は、その性質上、1つの借入れを行う際に、次の借入れを行うことを想定しているものといえることができる。そして、本件契約1に基づく借入れと弁済が、長年にわたって恒常的に多数回反復継続して行われているという事情がある場合は、借主において1つの借入れに対する弁済をすることが、将来の借入れを不可避なものとするという状況にあると評価することができる。このような状況において行われる弁済については、当該返済により過払金が発生したときには次月以降の借入れによる借入金返還債務に充当する旨の合意があると解するのが合理的であるから、過払金充当合意があるとみるのが相当である。

これを本件についてみると、上記(1)の認定事実によれば、本件取引1は約19年間にわたり合計約350回にわたって借入れと弁済が繰り返され、そのうちの10年間はほぼ毎月取引が行われていたというのであるから、上記のような事情があったと認めることができる。そうすると、本件期間中における本件契約1については、過払金充当合意があったとみるのが相当である。

## 2 争点2（過払利息の充当の当否）について

継続的金銭消費貸借取引の基本契約について過払金充当合意があるとみるべき場合は、利息制限法所定の制限を超える利息を返済し、元本について過払金が発生したとしても、その都度返還請求をすることはせず、次の貸付けの返済に充当するという趣旨がその合意内容に含まれると解される。このことは、過

払金の発生後、次の貸付けが行われるまでの間において生じた過払利息についても同様であると解することができ、過払利息について過払金と別途の取扱いをすべきであるという合理的な理由は見当たらない。したがって、過払利息についても次の貸付けの返済に充当することができるというべきである。

これに対し、被告は、長期間の取引において過払利息の充当が認められるとすれば、被告は利息制限法所定の利率内での利息を保持することができず、貸付元本総額すら保持できないこともあるから、このような充当計算は合理的ではないし、信義則にも反すると主張する。しかしながら、上記のような結果は、期間の経過によって額が増大するという利息の性質上、当然に生じ得る事態であるから、上記の充当計算が合理的ではないとはいえ、信義則に反するともいえない。

### 3 争点3（悪意の受益者該当性）について

貸金業者が制限超過部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

しかるに、被告は、本件取引に関する貸金業法43条1項の適用の有無や、上記の特段の事情の有無について何ら主張立証しないから、悪意の受益者であると推定されるというべきである。これと異なる被告の主張は採用することができない。

### 4 まとめ

以上を前提として、本件取引1について、制限超過部分を貸付金の元本に充当することにより発生した過払金及びその過払利息をその後の貸付けに係る借

入金債務に充当すると、別紙計算書1のとおり、最終取引日である平成21年9月5日の時点で、過払金61万2440円があることが認められる。

また、証拠(乙2の1, 2)によれば、本件契約2についても過払金充当合意があるとみるべきところ、本件取引2について上記同様の充当計算をすると、別紙計算書2のとおり、最終取引日である同年4月30日の時点で、過払金303万5544円と過払利息2万1584円があることが認められる。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容し、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判官

谷 口 豊

(別紙)

## 計算書1

No.	取引日	借入額	返済額	利率	日数	経過利息	未払利息	残元金	過払金の利息/5%	同累積額
1	H2.1.17	100,000		18%				100,000		
2	H2.2.4	100,000		18%	18	887	887	200,000	0	0
3	H2.2.27		205,052	18%	23	2,268	0	-1,897	0	0
4	H2.2.27			18%	0	0	0	-1,897	0	0
5	H2.4.18	200,000		18%	50	0	0	198,091	-12	0
6	H2.5.28		206,367	18%	40	3,907	0	-4,369	0	0
7	H2.6.20	150,000		18%	23	0	0	145,618	-13	0
8	H2.7.27		154,479	18%	37	2,657	0	-6,204	0	0
9	H2.8.12	50,000		18%	16	0	0	43,783	-13	0
10	H2.8.17	150,000		18%	5	107	107	193,783	0	0
11	H2.9.27			18%	41	3,918	4,025	193,783	0	0
12	H2.9.27		206,694	18%	0	0	0	-8,886	0	0
13	H2.10.21	100,000		18%	24	0	0	91,085	-29	0
14	H2.11.27		102,986	18%	37	1,661	0	-10,240	0	0
15	H3.5.2	100,000		18%	156	0	0	89,542	-218	0
16	H3.6.27		104,451	18%	56	2,472	0	-12,437	0	0
17	H3.8.11	100,000		18%	45	0	0	87,487	-76	0
18	H3.9.27		103,741	18%	47	2,027	0	-14,227	0	0
19	H4.10.25	100,000		18%	394	0	0	85,008	-765	0
20	H4.11.19	200,000		18%	25	1,045	1,045	285,008	0	0
21	H4.11.27		102,636	18%	8	1,121	0	184,538	0	0
22	H4.12.28		206,220	18%	31	2,813	0	-18,869	0	0
23	H5.4.2	100,000		18%	95	0	0	80,886	-245	0
24	H5.4.6	200,000		18%	4	159	159	280,886	0	0
25	H5.5.27		312,485	18%	51	7,064	0	-24,376	0	0
26	H5.6.7	200,000		18%	11	0	0	175,588	-36	0
27	H5.7.27		207,953	18%	50	4,329	0	-28,036	0	0
28	H5.8.7	200,000		18%	11	0	0	171,922	-42	0
29	H5.9.27		208,113	18%	51	4,323	0	-31,868	0	0
30	H5.10.4	300,000		18%	7	0	0	268,102	-30	0
31	H5.11.29		313,354	18%	56	7,404	0	-37,848	0	0
32	H5.12.5	200,000		18%	6	0	0	162,121	-31	0
33	H6.1.16	200,000		18%	42	3,357	3,357	362,121	0	0
34	H6.1.27		208,429	18%	11	1,964	0	159,013	0	0
35	H6.2.28		206,851	18%	32	2,509	0	-45,329	0	0
36	H6.3.5	100,000		18%	5	0	0	54,640	-31	0
37	H6.4.1	300,000		18%	27	727	727	354,640	0	0
38	H6.4.27		104,214	18%	26	4,547	0	255,700	0	0
39	H6.5.27		313,354	18%	30	3,782	0	-53,872	0	0
40	H6.6.2	200,000		18%	6	0	0	146,084	-44	0
41	H6.7.6	300,000		18%	34	2,449	2,449	446,084	0	0
42	H6.7.27		208,745	18%	21	4,619	0	244,407	0	0
43	H6.8.29		312,881	18%	33	3,977	0	-64,497	0	0
44	H6.9.21	500,000		18%	23	0	0	435,300	-203	0
45	H6.10.27		514,367	18%	36	7,728	0	-71,339	0	0
46	H6.12.26	400,000		18%	60	0	0	328,075	-586	0

# 計算書1

No.	取引日	借入額	返済額	利率	日数	経過利息	未払利息	残元金	過払金の利息/5%	同果積額
47	H7.1.27		410,231	18%	32	5,177	0	-76,979	0	0
48	H7.1.30	100,000		18%	3	0	0	22,990	-31	0
49	H7.2.3	400,000		18%	4	45	45	422,990	0	0
50	H7.3.27		520,994	18%	52	10,847	0	-87,112	0	0
51	H7.5.2	300,000		18%	36	0	0	212,459	-429	0
52	H7.5.18	100,000		18%	16	1,676	1,676	312,459	0	0
53	H7.6.27		416,543	18%	40	6,163	0	-96,245	0	0
54	H7.7.5	100,000		18%	8	0	0	3,650	-105	0
55	H7.7.14	200,000		18%	9	16	16	203,650	0	0
56	H7.8.1	200,000		18%	18	1,807	1,823	403,650	0	0
57	H7.8.28		311,223	18%	27	5,374	0	99,624	0	0
58	H7.9.4	300,000		18%	7	343	343	399,624	0	0
59	H7.9.27		209,060	18%	23	4,532	0	195,439	0	0
60	H7.10.27		312,881	18%	30	2,891	0	-114,551	0	0
61	H8.7.12	50,000		18%	259	0	0	-68,606	-4,055	0
62	H8.8.18	200,000		18%	37	0	0	131,048	-346	0
63	H8.8.27		51,831	18%	9	580	0	79,797	0	0
64	H8.9.27		206,378	18%	31	1,216	0	-125,365	0	0
65	H8.10.4	100,000		18%	7	0	0	-25,484	-119	0
66	H8.11.2	200,000		18%	29	0	0	174,416	-100	0
67	H8.11.27		104,293	18%	25	2,144	0	72,267	0	0
68	H8.12.4	50,000		18%	7	248	248	122,267	0	0
69	H8.12.27		208,903	18%	23	1,383	0	-85,005	0	0
70	H9.1.6	200,000		18%	10	0	0	114,879	-116	0
71	H9.1.27		52,146	18%	21	1,189	0	63,922	0	0
72	H9.2.3	200,000		18%	7	220	220	263,922	0	0
73	H9.2.27		208,271	18%	24	3,123	0	58,994	0	0
74	H9.3.4	200,000		18%	5	145	145	258,994	0	0
75	H9.3.27		208,745	18%	23	2,937	0	53,331	0	0
76	H9.4.2	200,000		18%	6	157	157	253,331	0	0
77	H9.4.28		208,587	18%	26	3,248	0	48,149	0	0
78	H9.5.8	250,000		18%	10	237	237	298,149	0	0
79	H9.5.11	50,000		18%	3	441	678	348,149	0	0
80	H9.5.27		208,903	18%	16	2,747	0	142,671	0	0
81	H9.6.4	200,000		18%	8	562	562	342,671	0	0
82	H9.6.27		311,815	18%	23	3,886	0	35,304	0	0
83	H9.7.7	170,000		18%	10	174	174	205,304	0	0
84	H9.7.28		208,587	18%	21	2,126	0	-983	0	0
85	H9.8.4	200,000		18%	7	0	0	199,017	0	0
86	H9.8.22	100,000		18%	18	1,766	1,766	299,017	0	0
87	H9.8.27		176,896	18%	5	737	0	124,624	0	0
88	H9.9.4	100,000		18%	8	491	491	224,624	0	0
89	H9.9.25	100,000		18%	21	2,326	2,817	324,624	0	0
90	H9.9.29		311,460	18%	4	640	0	16,621	0	0
91	H9.10.3	100,000		18%	4	32	32	116,621	0	0
92	H9.10.12	50,000		18%	9	517	549	166,621	0	0

# 計算書1

No.	取引日	借入額	返済額	利率	日数	経過利息	未払利息	残元金	過払金の利息/5%	同累積額
93	H9.10.22	150,000		18%	10	821	1,370	316,621	0	0
94	H9.10.27		206,929	18%	5	780	0	111,842	0	0
95	H9.11.7	50,000		18%	11	606	606	161,842	0	0
96	H9.11.26	150,000		18%	19	1,516	2,122	311,842	0	0
97	H9.11.27		310,513	18%	1	153	0	3,604	0	0
98	H9.12.5	300,000		18%	8	14	14	303,604	0	0
99	H9.12.29		205,864	18%	24	3,593	0	101,347	0	0
100	H10.1.5	200,000		18%	7	349	349	301,347	0	0
101	H10.1.27		312,644	18%	22	3,269	0	-7,679	0	0
102	H10.2.3	300,000		18%	7	0	0	292,314	-7	0
103	H10.2.27		208,429	18%	24	3,459	0	87,344	0	0
104	H10.3.6	200,000		18%	7	301	301	287,344	0	0
105	H10.3.27		313,117	18%	21	2,975	0	-22,497	0	0
106	H10.4.6	300,000		18%	10	0	0	277,473	-30	0
107	H10.4.27		208,271	18%	21	2,873	0	72,075	0	0
108	H10.5.4	200,000		18%	7	248	248	272,075	0	0
109	H10.5.27		312,407	18%	23	3,086	0	-36,988	0	0
110	H10.6.1	300,000		18%	5	0	0	262,977	-25	0
111	H10.6.29		208,587	18%	28	3,631	0	58,021	0	0
112	H10.7.5	100,000		18%	6	171	171	158,021	0	0
113	H10.7.8	50,000		18%	3	233	404	208,021	0	0
114	H10.7.12	50,000		18%	4	410	814	258,021	0	0
115	H10.7.27		313,591	18%	15	1,908	0	-52,848	0	0
116	H10.8.3	300,000		18%	7	0	0	247,102	-50	0
117	H10.8.27		208,034	18%	24	2,924	0	41,992	0	0
118	H10.9.4	100,000		18%	8	165	165	141,992	0	0
119	H10.9.24	100,000		18%	20	1,400	1,565	241,992	0	0
120	H10.9.28		313,117	18%	4	477	0	-69,083	0	0
121	H10.10.3	300,000		18%	5	0	0	230,870	-47	0
122	H10.10.27		207,008	18%	24	2,732	0	26,594	0	0
123	H10.11.4	200,000		18%	8	104	104	226,594	0	0
124	H10.11.27		313,117	18%	23	2,570	0	-83,849	0	0
125	H10.12.4	300,000		18%	7	0	0	216,071	-80	0
126	H11.1.5	200,000		18%	32	3,409	3,409	416,071	0	0
127	H11.1.5		208,587	18%	0	0	0	210,893	0	0
128	H11.1.27		312,881	18%	22	2,288	0	-99,700	0	0
129	H11.2.5	300,000		18%	9	0	0	200,178	-122	0
130	H11.3.1		208,429	18%	24	2,369	0	-5,882	0	0
131	H11.3.5	200,000		18%	4	0	0	194,115	-3	0
132	H11.3.29		312,644	18%	24	2,297	0	-116,232	0	0
133	H11.4.5	300,000		18%	7	0	0	183,657	-111	0
134	H11.4.27		208,429	18%	22	1,992	0	-22,780	0	0
135	H11.5.3	200,000		18%	6	0	0	177,202	-18	0
136	H11.5.27		312,644	18%	24	2,097	0	-133,345	0	0
137	H11.6.2	300,000		18%	6	0	0	166,546	-109	0
138	H11.6.28		208,745	18%	26	2,135	0	-40,064	0	0

計算書1

No.	取引日	借入額	返済額	利率	日数	経過利息	未払利息	残元金	過払金の利息/5%	同累積額
139	H11.7.5	200,000		18%	7	0	0	159,898	-38	0
140	H11.7.27		313,354	18%	22	1,734	0	-151,722	0	0
141	H11.8.4	300,000		18%	8	0	0	148,112	-166	0
142	H11.8.27		208,429	18%	23	1,679	0	-58,638	0	0
143	H11.9.4	200,000		18%	8	0	0	141,298	-64	0
144	H11.9.27		312,881	18%	23	1,602	0	-169,981	0	0
145	H11.10.2	300,000		18%	5	0	0	129,903	-116	0
146	H11.10.27		208,587	18%	25	1,601	0	-77,083	0	0
147	H11.11.26	50,000		18%	30	0	0	-27,399	-316	0
148	H11.11.29		313,354	18%	3	0	0	-340,753	-11	-11
149	H11.12.8	200,000		18%	9	0	0	-141,184	-420	0
150	H11.12.27	100,000		18%	19	0	0	-41,551	-367	0
151	H11.12.27		51,278	18%	0	0	0	-92,829	0	0
152	H12.1.1	200,000		18%	5	0	0	107,108	-63	0
153	H12.1.27		310,434	18%	26	1,369	0	-201,957	0	0
154	H12.2.4	300,000		18%	8	0	0	97,823	-220	0
155	H12.2.28		209,060	18%	24	1,154	0	-110,083	0	0
156	H12.3.6	200,000		18%	7	0	0	89,812	-105	0
157	H12.3.27		312,881	18%	21	927	0	-222,142	0	0
158	H12.4.6	300,000		18%	10	0	0	77,555	-303	0
159	H12.4.27		208,271	18%	21	800	0	-129,916	0	0
160	H12.5.2	200,000		18%	5	0	0	69,996	-88	0
161	H12.5.29		312,407	18%	27	929	0	-241,482	0	0
162	H12.6.3	200,000		18%	5	0	0	-41,646	-164	0
163	H12.6.5	100,000		18%	2	0	0	58,343	-11	0
164	H12.6.27		208,903	18%	22	631	0	-149,929	0	0
165	H12.7.4	200,000		18%	7	0	0	49,928	-143	0
166	H12.7.27		312,192	18%	23	564	0	-261,700	0	0
167	H12.8.3	300,000		18%	7	0	0	38,050	-250	0
168	H12.8.28		208,078	18%	25	467	0	-169,561	0	0
169	H12.9.4	200,000		18%	7	0	0	30,277	-162	0
170	H12.9.27		312,344	18%	23	342	0	-281,725	0	0
171	H12.10.1	300,000		18%	4	0	0	18,122	-153	0
172	H12.10.27		208,078	18%	26	231	0	-189,725	0	0
173	H12.11.6	200,000		18%	10	0	0	10,016	-259	0
174	H12.11.27		312,798	18%	21	103	0	-302,679	0	0
175	H12.12.5	300,000		18%	8	0	0	-3,009	-330	0
176	H12.12.27		207,775	18%	22	0	0	-210,784	-9	-9
177	H13.1.5	200,000		18%	9	0	0	-11,052	-259	0
178	H13.1.29		311,890	18%	24	0	0	-322,942	-36	-36
179	H13.2.5	200,000		18%	7	0	0	-123,287	-309	0
180	H13.2.27		207,927	18%	22	0	0	-331,214	-371	-371
181	H13.3.5	300,000		18%	6	0	0	-31,857	-272	0
182	H13.3.27		207,561	18%	22	0	0	-239,418	-96	-96
183	H13.4.5	200,000		18%	9	0	0	-39,809	-295	0
184	H13.4.27		312,022	18%	22	0	0	-351,831	-119	-119



計算書1

No.	取引日	借入額	返済額	利率	日数	経過利息	未払利息	残元金	過払金の利息/5%	同累積額
185	H13.5.5	300,000		18%	8	0	0	-52,335	-385	0
186	H13.5.28		207,863	18%	23	0	0	-260,198	-164	-164
187	H13.6.4	200,000		18%	7	0	0	-60,611	-249	0
188	H13.6.27		312,022	18%	23	0	0	-372,633	-190	-190
189	H13.7.4	300,000		18%	7	0	0	-73,180	-357	0
190	H13.7.27		208,014	18%	23	0	0	-281,194	-230	-230
191	H13.8.4	200,000		18%	8	0	0	-81,732	-308	0
192	H13.8.27		312,249	18%	23	0	0	-393,981	-257	-257
193	H13.9.5	300,000		18%	9	0	0	-94,723	-485	0
194	H13.9.27		208,166	18%	22	0	0	-302,889	-285	-285
195	H13.10.2	200,000		18%	5	0	0	-103,381	-207	0
196	H13.10.29		311,795	18%	27	0	0	-415,176	-382	-382
197	H13.11.2	300,000		18%	4	0	0	-115,785	-227	0
198	H13.11.27		208,468	18%	25	0	0	-324,255	-396	-396
199	H13.12.4	200,000		18%	7	0	0	-124,959	-310	0
200	H13.12.27		312,476	18%	23	0	0	-437,435	-393	-393
201	H14.1.4	200,000		18%	8	0	0	-238,307	-479	0
202	H14.1.28		208,166	18%	24	0	0	-446,473	-783	-783
203	H14.2.2	250,000		18%	5	0	0	-197,561	-305	0
204	H14.2.27		208,166	18%	25	0	0	-405,727	-676	-676
205	H14.3.5	150,000		18%	6	0	0	-256,736	-333	0
206	H14.3.27		260,019	18%	22	0	0	-516,755	-773	-773
207	H14.4.3	100,000		18%	7	0	0	-418,023	-495	0
208	H14.4.7	100,000		18%	4	0	0	-318,252	-229	0
209	H14.4.30		156,011	18%	23	0	0	-474,263	-1,002	-1,002
210	H14.5.3	150,000		18%	3	0	0	-325,459	-194	0
211	H14.5.27		207,862	18%	24	0	0	-533,321	-1,070	-1,070
212	H14.6.2	300,000		18%	6	0	0	-234,829	-438	0
213	H14.6.27		156,238	18%	25	0	0	-391,067	-804	-804
214	H14.7.29		312,476	18%	32	0	0	-703,543	-1,714	-2,518
215	H14.8.2	200,000		18%	4	0	0	-506,446	-385	0
216	H14.9.2	200,000		18%	31	0	0	-308,596	-2,150	0
217	H14.9.27		208,468	18%	25	0	0	-517,064	-1,056	-1,056
218	H14.10.28		208,316	18%	31	0	0	-725,380	-2,195	-3,251
219	H14.11.5	200,000		18%	8	0	0	-529,425	-794	0
220	H14.12.12	50,000		18%	37	0	0	-482,108	-2,683	0
221	H14.12.27		207,863	18%	15	0	0	-689,971	-990	-990
222	H15.1.8	150,000		18%	10	0	0	-541,906	-945	0
223	H15.1.27		51,739	18%	21	0	0	-593,645	-1,558	-1,558
224	H15.2.3	150,000		18%	7	0	0	-445,772	-569	0
225	H15.2.27		155,897	18%	24	0	0	-601,669	-1,465	-1,465
226	H15.3.27		155,897	18%	28	0	0	-757,566	-2,307	-3,772
227	H15.4.11	50,000		18%	15	0	0	-712,894	-1,556	0
228	H15.4.25	50,000		18%	14	0	0	-664,261	-1,367	0
229	H15.5.27		102,947	18%	32	0	0	-767,208	-2,911	-2,911
230	H15.11.4	200,000		18%	161	0	0	-587,039	-16,920	0

計算書1

No.	取引日	借入額	返済額	利率	日数	経過利息	未払利息	残元金	過払金の利息/5%	同累積額
231	H15.12.29		208,014	18%	55	0	0	-795,053	-4,422	-4,422
232	H16.7.24	100,000		18%	208	0	0	-722,067	-22,592	0
233	H16.7.28	100,000		18%	4	0	0	-622,461	-394	0
234	H16.8.27		204,825	18%	30	0	0	-827,286	-2,551	-2,551
235	H16.9.2	150,000		18%	6	0	0	-680,515	-678	0
236	H16.9.12	50,000		18%	10	0	0	-631,444	-929	0
237	H16.10.4	200,000		18%	22	0	0	-433,341	-1,897	0
238	H16.10.27		207,916	18%	23	0	0	-641,257	-1,361	-1,361
239	H16.11.1	150,000		18%	5	0	0	-493,056	-438	0
240	H16.11.29		208,143	18%	28	0	0	-701,199	-1,886	-1,886
241	H16.12.27		156,333	18%	28	0	0	-857,532	-2,682	-4,568
242	H17.1.9	100,000		18%	13	0	0	-763,625	-1,525	0
243	H17.1.26	400,000		18%	17	0	0	-365,403	-1,778	0
244	H17.2.26	500,000		18%	31	0	0	133,046	-1,551	0
245	H17.2.28		513,383	18%	2	131	0	-380,206	0	0
246	H17.3.28		510,964	18%	28	0	0	-891,170	-1,458	-1,458
247	H17.4.25	500,000		18%	28	0	0	-396,046	-3,418	0
248	H17.5.24	500,000		18%	29	0	0	102,381	-1,573	0
249	H17.5.27		512,098	18%	3	151	0	-409,566	0	0
250	H17.6.27		512,854	18%	31	0	0	-922,420	-1,739	-1,739
251	H17.7.4	100,000		18%	7	0	0	-825,043	-884	0
252	H17.7.23	600,000		18%	19	0	0	-227,190	-2,147	0
253	H17.8.29		719,961	18%	37	0	0	-947,151	-1,151	-1,151
254	H17.9.26	700,000		18%	28	0	0	-251,934	-3,632	0
255	H17.10.27		716,408	18%	31	0	0	-968,342	-1,069	-1,069
256	H17.11.25	700,000		18%	29	0	0	-273,257	-3,848	0
257	H17.12.27		716,937	18%	32	0	0	-990,194	-1,197	-1,197
258	H18.1.24	700,000		18%	28	0	0	-295,189	-3,798	0
259	H18.2.27		717,995	18%	34	0	0	-1,013,184	-1,374	-1,374
260	H18.3.25	300,000		18%	26	0	0	-718,166	-3,608	0
261	H18.4.22	200,000		18%	28	0	0	-520,920	-2,754	0
262	H18.4.27		307,485	18%	5	0	0	-828,405	-356	-356
263	H18.5.29		205,292	18%	32	0	0	-1,033,697	-3,631	-3,987
264	H18.6.18	100,000		18%	20	0	0	-940,516	-2,832	0
265	H18.6.24	350,000		18%	6	0	0	-591,289	-773	0
266	H18.7.1	100,000		18%	7	0	0	-491,855	-566	0
267	H18.7.27		461,680	18%	26	0	0	-953,535	-1,751	-1,751
268	H18.8.4	70,000		18%	8	0	0	-886,330	-1,044	0
269	H18.8.24	400,000		18%	20	0	0	-488,758	-2,428	0
270	H18.8.28		104,310	18%	4	0	0	-593,068	-267	-267
271	H18.9.1	100,000		18%	4	0	0	-493,659	-324	0
272	H18.9.9	50,000		18%	8	0	0	-444,199	-540	0
273	H18.9.27		483,140	18%	18	0	0	-927,339	-1,095	-1,095
274	H18.10.2	200,000		18%	5	0	0	-729,069	-635	0
275	H18.10.9	100,000		18%	7	0	0	-629,768	-699	0
276	H18.10.27		156,048	18%	18	0	0	-785,816	-1,552	-1,552

